

小金井市

災害発生時に備えて 個別避難計画を作しましょう！



○小金井市では、災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等(以下「避難行動要支援者」といいます。)が落ち着いて行動できるよう、避難行動要支援者支援事業を実施しています。本事業では、個別避難計画の作成推進に取り組んでいます。

小金井市避難行動要支援者支援事業の事業概要については、以下 QR コードよりご確認ください。
(リンク:小金井市HP)

個別避難計画とは？

○避難行動要支援者一人ひとりの避難を支援するために個別に作成する A4 サイズの計画表のことです。



小金井市における避難行動要支援者とは？

災害時等にひとりで避難することが困難かつ家族等の支援を受けることのできない、以下の要件に該当する方

- ① 満 75 歳以上の一人暮らしもしくは満 75 歳以上の者のみで構成する世帯の方で、民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している者
- ② 要介護 3・4・5 の認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳 1 級・2 級を有する者
- ④ 愛の手帳 1 度・2 度を有する者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を有する者
- ⑥ 上記に準ずる状態にある方で、市長が認める者



何を記入するの？

○ご自身の状態、避難を支援してもらう方、緊急連絡先、避難場所、避難経路などを記入します。

何のために作成するの？

○災害発生時に、お住いの地域で想定される被害の状況を確認し、もし避難所へ避難するとなった場合、「どこへ」「どのように」避難するか、といったことをあらかじめ決めておくことで、災害の発生に備えておくために作成します。なお、自宅に火災や倒壊の危険性がない場合は、自宅での避難となります。

個人情報情報の取扱いについて

- 事前提供に同意いただいた方についてのみ、平常時から、作成した計画の情報を避難支援等に関わる関係者に提供します。
- ただし、同意いただいていない方についても、災害発生時には必要な範囲で、計画情報を避難支援等関係者に提供させていただきます。

平常時から災害が発生した時のことをイメージし、
あらかじめ災害に備えて準備しておくことが必要です。
災害発生時に慌てず、避難行動をとれるよう、
次のポイントを押さえて作成しましょう。



個別避難計画の作成にあたっては！

1. お住まいの地域のことを知りましょう！

小金井市防災マップなどの資料により、災害発生時にお住まいの地域で想定される被害の状況を確認してください。

2. 災害発生時に支援を求める人を決めましょう！

ご家族やお住まいの地域の方等と相談し、避難の際に支援を求める人を決めておきます。

3. 避難する際に必要なものを準備しておきましょう！

防災備蓄品、常備薬など避難先での生活に必要なものを、災害発生時にすぐ持ち出せるよう整理して、平常時から準備をしておきます。

4. 実際の避難を想定し、避難支援者と計画情報を共有しましょう！

災害発生時の避難対応に備えて、作成した計画を避難支援者へ提供し、共有します。
なお、小金井市では警戒レベル3の発令において危険な場所から高齢者等は避難することとしています。警戒レベル3の発令を避難行動実施の目安としてください。

(留意点)

- ・個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。
- ・また、避難を支援する者等に対し、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

作成した計画は、大切に保管してください。

救急医療災害支援情報キットの中にいれておくと、
災害発生時に避難支援等関係者が活用できる可能性が高まります。
救急医療災害支援情報キットは、市地域福祉課窓口等で給付しています。



お問合せ先

小金井市福祉保健部地域福祉課地域福祉係

TEL: 042-387-9915

MAIL: s050199@koganei-shi.jp